

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、謝金を支給する対象者とその額に関する事項について定める。

(謝金の対象者とその額)

第2条 次の各号に定める者に対して、それぞれに定める謝金を支給する。

- (1) 各種委員会外部委員 日額 11,137 円
- (2) 大会等における医師 日額 10,000 円
- (3) 大会等における看護師及び救急救命士 日額 5,000 円
- (4) 会場設営費(準備補助員) 1コート 10,000 円以内
- (5) TO補助員 1クルー1試合 3,000 円
- (6) スタッツ補助員 1クルー1試合 1,500 円
- (7) B級審判講習会講師 日額 5,000 円
- (8) B級審判昇格審査会講師 日額 4,000 円
- (9) C級及びD級審判講習会講師 日額 3,000 円
- (10) C級及びD級審判昇格審査会講師 日額 3,000 円
- (11) C級及びD級コーチ養成講習会講師 時間額 6,000 円
- (12) C級及びD級コーチリフレッシュ講習会講師 時間額 3,000 円
- (13) C級及びD級コーチ養成講習会モデルチーム 終日 日額 10,000 円
半日 日額 5,000 円
- (14) キッズサポーター養成講習会 時間額 5,000 円
- (15) TO講習会講師 日額 4,000 円
- (16) 各種講習会等における外部講師 日額 111,370 円以内の額

2 謝金の支給と併せて、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会会議及び大会等における旅費に関する規程に定める交通費を支給することができる。

3 謝金を個人に支給するときは、所得税を源泉するものとする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 2022年4月1日施行
- 2 2022年6月9日一部改正、2022年4月1日適用
- 3 2023年4月1日一部改正
- 4 2024年6月13日一部改正
- 5 2025年6月19日一部改正